

四日市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第3号

四日市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市営住宅条例施行規則（平成10年四日市市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(連帯保証人)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p><u>7 連帯保証人の負担は、請書に記載する極度額を限度とし、極度額は当該市営住宅の入居時決定家賃の12か月分相当額とする。</u></p>	<p>(連帯保証人)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p>

第3号様式を次のように改める。

# 請 書

年 月 日

四日市市長

入居決定者氏名	印
生 年 月 日	年 月 日

私は、次の住宅への入居決定を受けましたので四日市市営住宅条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則（以下「規則」という。）及びこれらに基づく指示命令を堅く守り、下記の場合は直ちに住宅を明け渡します。

私は、連帯保証人2人と連署の上、敷金を添えて請書を提出します。

連帯保証人は、私と連帯して家賃その他の債務を負担し、連帯保証人の記載事項について、市長が必要と認めた場合、関係機関に調査・閲覧すること、一方の連帯保証人へ私や他の連帯保証人の弁済状況について提供することに同意します。

また、私及び連帯保証人は、四日市市が私の生命、身体、健康または財産に対する急迫な危険を避けるためにやむを得ないと認めた時、関係機関に対し四日市市の保有する私及び連帯保証人の個人情報を提供することや関係機関が保有する個人情報について調査・閲覧することに同意します。

## 記

- 1 3か月以上、家賃又は割増賃料を滞納したとき。
- 1 正当な事由なく、15日以上住宅を使用しないとき又は死亡したとき。
- 1 故意に住宅を損傷し、又は許可なく増築若しくは模様替えをしたとき。
- 1 私又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- 1 条例、規則及びこれらに基づく指示命令に反したとき。

家賃	月額	円	敷金	円
建 物 表 示	所在地	四日市市		
	住宅名	市営住宅 団地 第 号		
	構造規格	中 耐 造 床面積 m <sup>2</sup>		

連 帯 保 証 人	現 住 所	TEL ( )	
	氏 名	実印 年 月 日生	
	勤 務 先 及 び 職 業	入居者からみた続柄	
平 均 月 収		万円	
連 帯 保 証 人	現 住 所	TEL ( )	
	氏 名	実印 年 月 日生	
	勤 務 先 及 び 職 業	入居者からみた続柄	
平 均 月 収		万円	
極度額 (保証限度額)		円 (左記家賃の12か月分相当額)	

(注意)

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）を添付して下さい。
- 1 連帯保証人は、市内に居住し、現に市営住宅に入居せず、独立の生計を営み、入居決定者と同  
等以上の収入のある親族でなければなりません。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合  
は、市外に居住する親族又は市内に居住する知人を連帯保証人とすることができる。
- 1 連帯保証人が規則第6条3項の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにこれに代わる連帯  
保証人を定めて届け出て下さい。
- 1 連帯保証人の負担は、請書に記載する極度額を限度とし、極度額は当該市営住宅の入居時決定  
家賃の12か月分相当額とする。
- 1 上記極度額は、連帯保証人が複数いる場合は、連帯保証人全員で負担するものとする。

附 則

この規則は、令和2年3月1日より施行する。

(都市整備部市営住宅課)